

---

# 玉村町水防計画

---

令和7年7月  
群馬県玉村町

## 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
1 目的.....	1
2 定義.....	1
3 水防の責任等.....	3
4 安全配慮.....	3
<b>第2章 水防組織</b> .....	<b>4</b>
1 水防組織.....	4
2 水防本部の設置等.....	5
3 町の伝達系統.....	5
<b>第3章 重要水防箇所</b> .....	<b>6</b>
<b>第4章 予報及び警報</b> .....	<b>6</b>
1 気象庁が行う予報及び警報.....	6
2 洪水予報河川における洪水予報.....	7
<b>第5章 洪水予報時の処置</b> .....	<b>11</b>
<b>第6章 水防警報・水位情報の通知及び周知</b> .....	<b>12</b>
1 国土交通省及び県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の発表基準.....	12
<b>第7章 水防施設及び輸送</b> .....	<b>14</b>
1 輸送の確保.....	14
<b>第8章 水防活動</b> .....	<b>14</b>
1 職員の非常配備.....	14
2 水防活動.....	15
<b>第9章 決壊時の処置</b> .....	<b>19</b>
1 通報.....	19
2 避難のための立退き.....	19
<b>第10章 水防標識・信号及び身分証明</b> .....	<b>20</b>
1 水防標識.....	20
2 水防信号.....	20
3 身分証明書.....	21
<b>第11章 協力応援</b> .....	<b>21</b>
1 河川管理者の協力及び援助（直轄河川）.....	21
2 河川管理者の協力及び援助（県管理河川）.....	22
3 水防管理者による緊急時の応援要請.....	22
4 他の水防管理者等からの応援要請に対する対応.....	22
5 応援出動部隊.....	22
6 応援に要する費用負担および協議に関する規定.....	22
<b>第12章 埼玉県との水防事務（烏川・利根川）</b> .....	<b>23</b>
1 水防関連情報の交換.....	23
2 伝達系統.....	23
3 両県にまたがる応援活動における支援・調整体制.....	23
4 応援方法.....	23
<b>第13章 関係機関</b> .....	<b>24</b>

<b>第14章</b>	<b>公用負担</b> .....	<b>25</b>
1	公用負担権限委任証 .....	25
2	公用負担命令票 .....	25
<b>第15章</b>	<b>水防設備の解除</b> .....	<b>26</b>
<b>第16章</b>	<b>被害報告</b> .....	<b>26</b>
<b>第17章</b>	<b>水防報告</b> .....	<b>26</b>
1	水防活動終了後の実施状況報告義務 .....	26
2	水防活動報告の取りまとめ及び報告義務 .....	26
<b>第18章</b>	<b>会議及び訓練</b> .....	<b>30</b>
1	水防会議 .....	30
2	防災会議 .....	30
3	水防訓練 .....	30
<b>第19章</b>	<b>資料</b> .....	<b>31</b>
1	別表第1-1（第3章関係） .....	31
2	別表第1-2（第3章関係） .....	34
3	付図①（第3章関係） .....	37

# 第1章 総則

## 1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、群馬県知事から指定された指定水防管理団体たる玉村町が、同法第33条第1項の規定に基づき、玉村町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、玉村町の地域にかかる河川、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。本計画に定めない水防上の細目については、関係各部署においてこれを定め、水防活動に万全を期するものとする。

## 2 定義

### ① 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。玉村町の区域における水防管理団体は、玉村町（以下「本町」という。）である。なお、本町は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体として、群馬県知事から法第4条に基づく指定水防管理団体に指定されている。

### ② 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。本町の水防管理者は、玉村町長（以下「町長」という。）である。

### ③ 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

### ④ 玉村町水防本部（以下「水防本部」という。）

本町における水防を統括するために設置される機関をいう。

### ⑤ 水防本部長

町長

### ⑥ 水防副本部長

玉村町副町長（以下「副町長」という。）、玉村町教育長（以下「教育長」という。）

### ⑦ 水防団

法第6条に規定する水防団とは、水防活動を担う組織をいい、本計画においては消防団を水防団とし、水防団長は消防団長がこれを兼務するものとする。

### ⑧ 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

#### ⑨ 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

#### ⑩ 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

#### ⑪ 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう。

#### ⑫ 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

#### ⑬ 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

#### ⑭ 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

#### ⑮ 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

#### ⑯ 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

#### ⑰ 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

### 3 水防の責任等

#### ① 町の責任

本町は、本町の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

#### ② 住民の義務

水防管理者又は水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる（法第24条）。

### 4 安全配慮

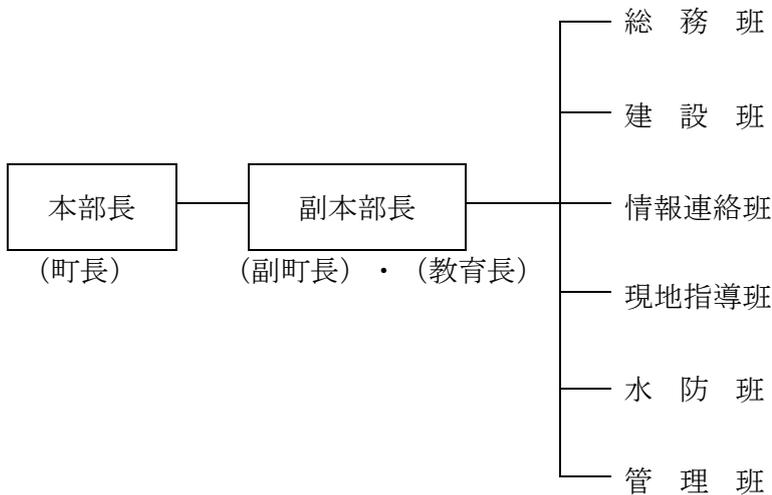
洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

## 第2章 水防組織

### 1 水防組織

#### ① 水防本部組織図



※災害対策本部に移行した場合、災害対策本部（危機管理対策本部）の事務分掌による。

#### ② 水防本部事務分担

班名	担当課及び関係機関	本部の業務又は事務
総務班	総務課 環境安全課	1. 本部長の指示又は指令等に関する事。           2. 各班の連絡調整に関する事。           3. 水害情報及び気象予警報の収集伝達に関する事。           4. 水害状況の収集報告に関する事。           5. 水害記録写真撮影等の水害状況の記録に関する事。           6. 警報等地域周知のための巡回に関する事。
建設班	都市建設課 経済産業課	1. 河川、道路及び橋梁の巡視に関する事。           2. 水害地における道路交通の指示及び制限に関する事。           3. 水門の開閉に関する事。           4. 農業用水路の調整による農作物被害の軽減に関する事。
情報連絡班	消防職員 水防団員（消防団員）	1. 現地及び本部との連絡に関する事。           2. 水位及び堤防等異常の連絡に関する事。           3. 警報等地域周知のための巡回に関する事。
現地指導班	消防職員 水防団員（消防団員）	1. 水害地の現地指導に関する事。           2. 住民の避難、誘導等に関する事。
水防班	消防職員 水防団員（消防団員）	1. 水害地の水防作業による応急復旧に関する事。           2. 水防警戒に関する事。           3. 水防資機材の整備点検及び運搬に関する事。
管理班	上下水道課 健康福祉課	1. 水道関係災害の応急復旧に関する事。           2. 河川および下水道施設の巡視、応急復旧に関する事。           3. 水害地区の救護に関する事。           4. 要援護者関連施設への連絡に関する事。

備考 事務分担に定めのない事項については、玉村町地域防災計画に定める各部署、各班の事務分掌による。

## 2 水防本部の設置等

### ① 水防本部の設置

水防管理者は、洪水等により水防活動の必要があると認めるときには、本庁に水防本部を設置し、水防事務を処理する。ただし、予報の場合には、諸状況を判断したうえで、必要があると認めるときに限り設置する。

また、水防本部事務局は環境安全課に置く。

さらに、玉村町地域防災計画に定める災害対策本部が設置されたときには、水防本部はその災害対策本部に統合されて水防事務を処理する。

### ② 水防本部の廃止

水防管理者は、本町の区域について水害が発生する危険が解消したと認めるとき、又は水害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

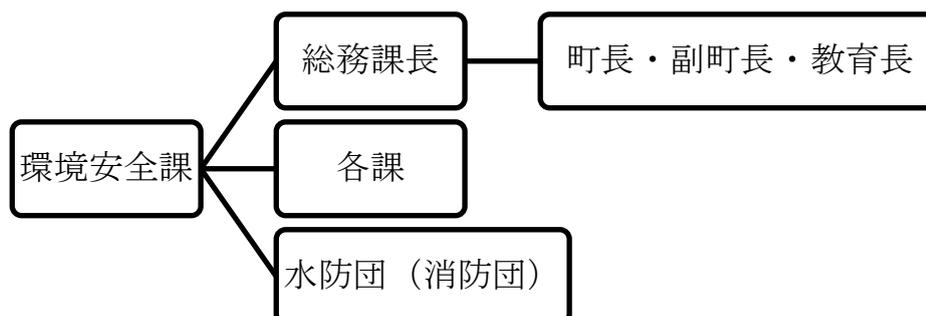
### ③ 設置、廃止の通知

水防管理者は、水防本部を設置又は廃止したときは、直ちに次のとおり関係機関に通知する。

通知先	通知の方法	連絡担当
水防組織内の各班	庁内放送・電話・口頭・その他迅速な方法	環境安全課
群馬県（伊勢崎土木事務所経由）	電話・メール・その他迅速な方法	
報道機関		

## 3 町の伝達系統

第4章の洪水予報、第6章の水防警報・水位情報が国土交通省、気象庁、県から伝達された場合等における本町の伝達系統は、次のとおりとする。



### 第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。重要水防箇所の指定基準は、別表第1-1、町内の重要水防箇所は、別表第1-2、付図①及び付図②とおりである。

### 第4章 予報及び警報

#### 1 気象庁が行う予報及び警報

##### ① 注意報・警報の種類及び発表基準

前橋地方気象台が発表する水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次表のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報 (警戒レベル2)	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表
水防活動用気象警報	大雨警報 (警戒レベル3相当情報)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表
	大雨特別警報 (警戒レベル5相当情報)	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるときに発表
水防活動用洪水注意報	洪水注意報 (警戒レベル2)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表
水防活動用洪水警報	洪水警報 (警戒レベル3相当情報)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

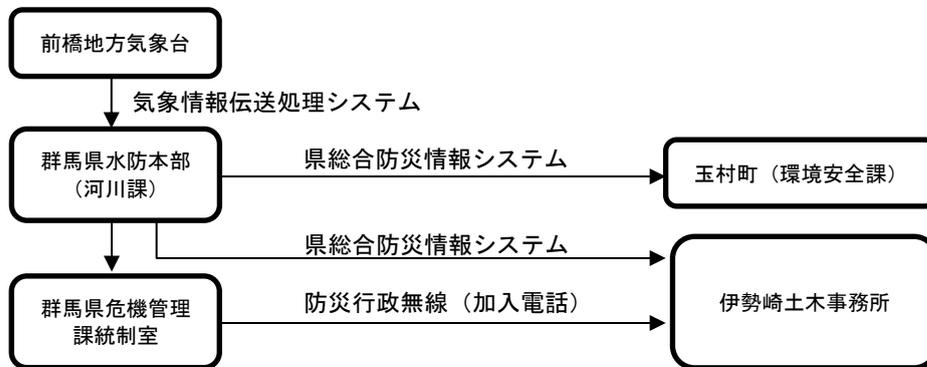
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水並びに洪水のキキクル(危険度分布)、及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)。

## ② 気象注意報・警報等伝達系統

法第10条第1項の規定等に基づく気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

気象注意報・警報等伝達系統図



## 2 洪水予報河川における洪水予報

### ① 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

洪水予報の種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報)	氾濫が発生したとき。
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき(氾濫注意水位を下回った場合を除く)、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)。
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

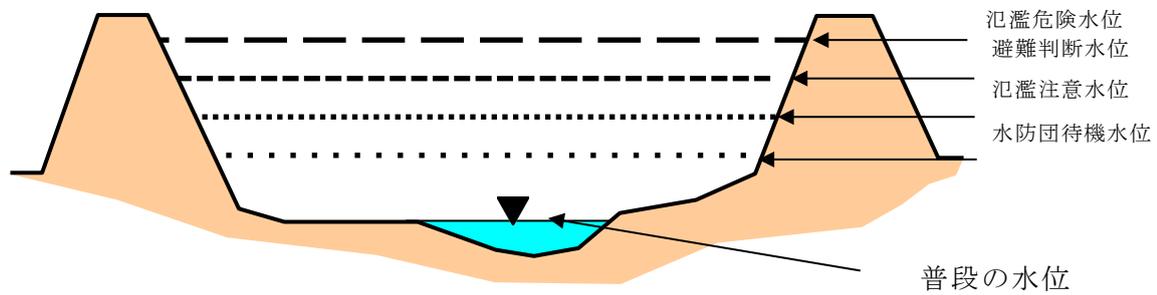
② 洪水予報の実施河川名・実施区域・基準水位観測所・水位情報

発表者：国土交通省関東地方整備局・気象庁大気海洋部

河川名	洪水予報基準水位観測所		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
	名称	所在地					
利根川	上福島観測所	玉村町上福島	2.50m	3.70m	3.70m	5.24m	8.88m
	県庁裏観測所	前橋市大手町1-163	3.00m	3.50m	3.68m	4.88m	-
烏川	岩鼻観測所	高崎市岩鼻町	1.00m	3.30m	4.10m	4.60m	4.79m
滝川	滝川観測所	玉村町上之手	66.34m	-	-	66.93m	67.77m

※滝川は基準水位(TP.m)

【参考 水位情報について】

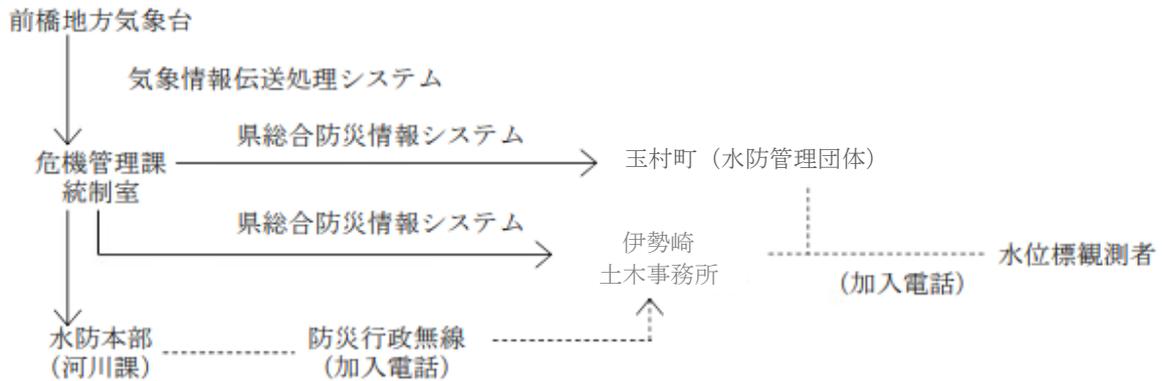


- ※ 氾濫危険水位
  - ・町の避難指示の発令判断の目安となる水位
  - ・住民の避難判断の参考となる水位
- ※ 避難判断水位
  - ・町の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
  - ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位
- ※ 氾濫注意水位
  - ・水防団の出動の目安となる水位
- ※ 水防団待機水位
  - ・水防団が出動のために待機する目安となる水位

### ③ 洪水予報の伝達系統

国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報の伝達系統は、次のとおりである。  
 また、洪水予報の発表状況は、気象庁ホームページ、群馬県総合防災情報システム  
 端末からも情報を得ることができる。  
 なお、指定河川洪水予報は、気象庁又は気象台から気象注意報・警報と同様に伝達  
 されます。

◎気象注意報・警報等通報系統図



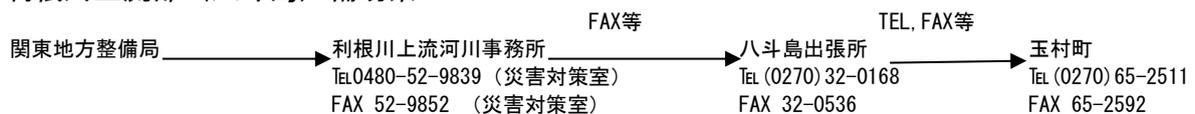
### ④ 洪水予報及び警報の伝達方法

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づいて、発表  
 される洪水予報及び警報の伝達方法については、次のとおりである。

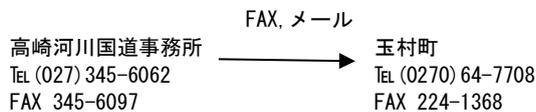
#### 利根川上流部（八斗島）基本系



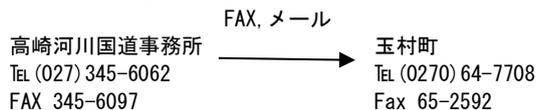
#### 利根川上流部（八斗島）補助系



#### 烏川 基本系



#### 烏川 補助系



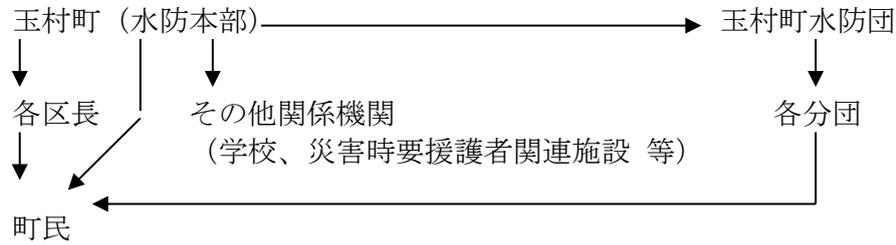
#### 下久保ダム



### ⑤ 町内連絡方法

水防本部長は、関係機関より気象等の通知を受けたときは、管内関係団体等に通知するものとする。

町内連絡系統図



※ 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設 (法第15条)

## 第5章 洪水予報時の処置

洪水予報の通報を受けたときの住民への周知、避難誘導等の処置については、玉村町地域防災計画の「3. 風水害・雪害災害対策編 第1章 災害予防」の定めるところによる。(玉村町地域防災計画資料編の資料4「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表」、資料5「指定福祉避難所一覧表」参照)

## 第6章 水防警報・水位情報の通知及び周知

### 1 国土交通省及び県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の発表基準

#### ① 国土交通省又は県が行う水防警報の発表基準種類、内容及び発表基準

法第16条に基づき国土交通省又は県が行う水防警報の発表基準種類、内容及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機	<p>1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>1 気象予警報等あるいは、河川状況により、特に必要と認めるとき。</p> <p>2 水防団待機水位に達したとき。又は、氾濫注意水位以下に下降したとき。（知事のみ）</p>
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。 又は水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	<p>（国土交通大臣） 氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p> <p>（知事） 水防団待機水位以下に下降したとき、又は水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>

#### ② 県が行う水位情報の通知及び周知の発表基準

基準水位観測所で、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表を行うこととされているが、可能な範囲で情報を追加して発表を行うものとされている。

③ 国土交通省が水防警報を行う指定河川・実施区域・基準水位観測所・水位情報

発表者：利根川上流河川事務所、高崎河川国道事務所

指定河川	水防警報実施区域		基準水位観測所		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
	左岸	右岸	名称	所在地					
利根川	自 伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至 太田町古戸町 75 番 1 地先	自 佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70番6地先 至 熊谷町俵瀬字千通 780 番 1地先	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80 m	1.90 m	3.10 m	4.10 m	5.28 m
烏川	自 群馬県高崎市倉賀野町 至 利根川合流点	自 鎚川合流点 至 利根川合流点	岩鼻	高崎市岩鼻町	1.00 m	3.30 m	4.10 m	4.60 m	4.79 m

④ 県河川・区域・基準水位観測所・基準水位

県が水防警報又は水位情報の通知及び周知を行う河川・区域・基準水位観測所・基準水位

河川名	区域	基準水位観測所	基準水位 (m)				水位 氾濫開始相当	発表者
			水位 水防団待機	水位 氾濫注意	水位 避難判断	水位 氾濫危険		
利根川	左岸: 坂東橋 ( 渋川町北橋町下箱田) ～ 直轄上流端 ( 伊勢崎市柴町)	大正橋	3.70	4.60	5.70	6.69	7.85	渋川土木事務所長
		県庁裏	3.00	3.50	3.68	4.88	6.48	前橋土木事務所長
	右岸: 大正橋 ( 渋川町下郷) ～ 直轄上流端 ( 佐波郡玉村町小泉)	上福島	2.50	3.70	3.70	5.24	8.43	伊勢崎土木事務所長

## ⑤ 第4 水防警報又は水位情報の伝達系統

第4章と同様

※ 雨量及び水位情報等は、国土交通省又は県が行う水防警報及び水位情報の通知及び周知によるほか、次の方法により情報収集にあたる。

ホームページ 「国土交通省 川の防災情報」「群馬県水位雨量情報システム」

「群馬県リアルタイム水害リスク情報システム」「気象庁」群馬県総合防災情報システム端末

## 第7章 水防施設及び輸送

### 1 輸送の確保

水防時における輸送経路については、水防本部において管内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め、輸送の正確を図るものとする。

## 第8章 水防活動

### 1 職員の非常配備

水防管理者は、県より水防警報等の通知を受けたとき、又は洪水等による危険があると予想されたときは、次の基準により非常配備につかせるものとする。

配備区分	発令基準	配備内容
初期配備	前橋地方气象台から大雨・洪水のいずれかの注意報が発せられたとき。	水防本部設置前の警戒態勢とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限度の配備とする。
1号配備	今後の気象状況に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるとき。	水防本部設置の配備態勢とし、情報収集活動等を主とし、事態の推移によっては、直ちに2、3号配備の動員、その他の活動ができる態勢 (各所属の約25%に相当する人数)
2号配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられるとき。	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる態勢 (各所属の約50%に相当する人数)
3号配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき。	職員全員によって、水防活動ができる態勢 (全職員)
注意事項	1 この指令は、事態に応じ1号配備から直ちに3号配備を発令する場合もある。 2 水防組織を構成する各班は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自発的に出動しなければならない。 3 1号配備以上又は水防本部長・消防長の待機指示があった場合には、職員は自宅待機等をしてしなければならない。 4 消防職員の配備は、消防本部で定める非常招集基準による。 5 水防団員の配備は、水防団長が決定する。	

## 2 水防活動

### ① 巡視警戒

#### (ア) 巡視警戒の実施基準

水防管理者は、気象又は水防の予報及び警報が発せられたときや気象状況により水防の必要が予知される場合又は地震による堤防の漏水、沈下等のおそれがある場合は、巡視員を派遣して区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

#### (イ) 留意事項

巡視員は、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告しなければならない。なお、巡視にあたって留意すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ・ 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- ・ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ・ 居住地側の堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- ・ 排、取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締まり具合
- ・ 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- ・ 堤防から水があふれる状況

#### (ウ) 水防団

管轄する区域における河川等の巡視・警戒等にあたる。

#### (エ) 重要箇所

別表第1－2に掲げる重要水防箇所は、巡視警戒上、重要な箇所である。

## ② 水防活動

水防管理者は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団を次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。この場合、次頁の付表1により直ちに出勤状況を土木事務所長に報告するものとする。

### (ア)待機

待機命令は、次の状況の際に発するものとし、水防団等の連絡員を本部に詰めさせるものとする。また、水防本部長は、その後の情勢を把握することに努めるとともに、状況に応じて水防団等の要員を直ちに、次の段階に入れるような態勢におくものとする。

発令基準	1 洪水予・警報等、河川状況により必要と認められるとき。 2 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。 3 水防警報（待機）が発せられたとき。
------	-----------------------------------------------------------------------------

### (イ)出動準備

出動準備命令は、次の状況の際に発するものとし、水防団は、所定の詰所に集合し、水位観測所、堤防巡視等のため、一部要員を出動させること。

出動準備基準	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。 2 気象状況等により水害の危険が予知されるとき。
--------	-----------------------------------------------------------------------------

### (ウ)出動

出動命令は、次の状況の際に発令するものとし、水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につくものとする。

出動基準	1 水防警報（出動）が発せられたとき。 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 3 急激な豪雨があったとき。 4 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (エ)解除

解除基準	1 水防活動を必要とする増水状況が解消したと水防管理者が判断したとき。 2 当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報が解除されたとき。
------	-------------------------------------------------------------------------

様式一 1

水防活動速報報告書

(水防管理団体名： ) 年 月 日  
作成責任者

水防実施箇所	左 川岸 右	群馬県 玉村町	地先
日 時	月 日	時現在	
出 動 人 員	水 防 団 員	そ の 他	合 計
水防作業の 概要及び 工法	作業概要：  実施工法名： (概略の作業量)		
備 考			

### ③ 安全配慮

水防活動（水防作業・避難誘導）は、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して実施するものとし、安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

(ア)水防活動時にはライフジャケットを着用する。

(イ)水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。

(ウ)水防活動時は、携帯・スマートフォンの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

(エ)指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため隊員を随時交代させる。

(オ)水防活動は原則として複数人で行う。

(カ)水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

(キ)指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、隊員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

(ク)現場活動中、隊員が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。

### ④ 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### ⑤ 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

### ⑥ その他

水防団の水防活動の詳細については、別に定める。

## 第9章 決壊時の処置

### 1 通報

堤防その他の施設に決壊及びこれに準ずべき事態が生じたときは、水防管理者は、直ちに土木事務所長、利根川上流河川事務所(八斗島出張所経由)、高崎河川事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

なお、水防管理者は、決壊後であっても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

### 2 避難のための立退き

#### ① 立退きの指示

水防管理者は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、信号及び広報車等を利用し、避難のための立退き又はその準備を指示するとともに、当該区域を管轄する警察署長に通報するものとする。

#### ② 立退き予定地等住民への周知

水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長及び消防長と協議のうえ、立退き予定先、経路等を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

## 第10章 水防標識・信号及び身分証明

### 1 水防標識

#### ① 水防要員の標識

水防作業を、迅速かつ規律正しい団体行動とするため、次の標識を定める。

(ア) 町職員の標識は、所定の作業服の着用をもって水防標識に替える。

(イ) 水防団に属する者の標識は、玉村町消防団員の貸与品に関する規則（昭和60年玉村町規則第5号）に定める服装の着用をもって水防標識に替える。

#### ② 水防用車両の標識

水防用緊急自動車は、消防用自動車又は救急用自動車をもってこれに替える。

### 2 水防信号

法第20条第1項の規定により水防に用いる信号は、次のとおりである。

（平成6年2月22日群馬県告示第106号）

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第2信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	3秒2秒 3秒2秒 3秒2秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
備 考			
1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

### 3 身分証明書

法第49条第2項の規定により本町の水防要員が携帯する証票は、次のとおりとする。ただし、水防団員は「消防団員証」をもってこれに替える。

(表)

第	号
<b>身 分 証 票</b>	
職氏名	
生年月日	
上記の者は水防法第49条に基づく職員であることを証する。	
年	月 日
玉村町長	印

(裏)

<b>水防法抜粋</b>
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第11章 協力応援

### 1 河川管理者の協力及び援助（直轄河川）

河川管理者国土交通省関東地方整備局長、関東地方整備局高崎河川国道事務所長は、自らの業務に照らし可能な範囲で、本町が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 本町に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ② 本町に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- ③ 堤防又はダムが決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- ④ 重要水防箇所の手合点検の実施
- ⑤ 本町の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑥ 本町の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

## 2 河川管理者の協力及び援助（県管理河川）

河川管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、本町が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 本町に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- ② 本町に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- ③ 堤防又はダムが決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- ④ 重要水防箇所の手合点検の実施
- ⑤ 本町の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑥ 本町の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

## 3 水防管理者による緊急時の応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要がある時は、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対し、応援要請を行うものとする。

## 4 他の水防管理者等からの応援要請に対する対応

他の水防管理者等から応援を求められたときは、本町において水防活動を行う必要があるため応援の余裕がない場合その他やむを得ない事情がある場合以外は、応援を行うものとする。

## 5 応援出動部隊

水防団の応援部隊は、水防団長が指名する。

## 6 応援に要する費用負担および協議に関する規定

法第23条の規定により、応援のために要する費用は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、細部については、その都度協議して定めるものとする。

## 第12章 埼玉県との水防事務（烏川・利根川）

### 1 水防関連情報の交換

群馬県と埼玉県は、両県が所管する雨量、水位情報、洪水予報、水位情報、水防警報、両県双方に関係する水防活動情報及び被害情報、両県双方の水防計画等について、情報を交換する。

### 2 伝達系統

◎群馬県から埼玉県へ

群馬県水防本部 → 埼玉県水防本部 → 埼玉県各水防支部 → 関係水防管理団体

◎埼玉県から群馬県（本町）へ

埼玉県水防本部 → 群馬県水防本部 → 伊勢崎土木事務所 → 玉村町

### 3 両県にまたがる応援活動における支援・調整体制

群馬県及び埼玉県は、応援活動が両県にまたがる時は、水防管理団体間の連絡、応援内容及び方法の調整、水防情報の提供、費用の負担協議が定まらないときの調整等について、支援、調整する。

### 4 応援方法

応援のために派遣された者は応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動し、その応援に要する費用は応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、細部についてはその都度協議して定めるものとする。

### 第 1 3 章 関係機関

	機 関 名	所 在 地	電 話	NTT FAX番号
国 関 係	国土交通省利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市	0480-52-3956	0480-52-9529
	〃 八斗島出張所	伊勢崎市八斗島町	32-0168	32-0536
	国土交通省高崎河川国道事務所	高崎市	027-345-6041	027-345-6091
	〃 高崎出張所	〃	027-322-2597	027-322-2592
	前橋地方气象台	前橋市	027-896-1536	027-896-1593
群 馬 県 関 係	群馬県庁（代表）	〃	027-223-1111	
	群馬県水防本部（群馬県河川課）	〃	027-226-3619 3614 3617	027-224-1368
	群馬県総務部危機管理課	〃	027-226-2244	027-221-0158
	伊勢崎土木事務所	伊勢崎市安堀町	25-4010	21-1046
	前橋土木事務所	前橋市	027-234-4224	027-236-7589
	渋川土木事務所	渋川市	0279-22-4055	0279-23-9280
本 町 関 係	玉村町役場（代表）	玉村町下新田201	65-2511	65-2592
	玉村町環境安全課	〃	64-7708	65-2592
消 防 機 関	伊勢崎消防本部（代表）	伊勢崎市今泉町二丁目	25-3510	25-3613
	〃 警防課	〃	25-3916	26-9995
	玉村消防署	玉村町福島548	65-2982	65-3157
そ の 他	伊勢崎警察署	伊勢崎市鹿島町	26-0110	23-7033
	玉村町交番	玉村町福島271-1	65-2052	65-2052
	埼玉県庁	埼玉県さいたま市	048-824-2111	
	埼玉県河川砂防課	〃	048-830-5137	048-830-4865

## 第14章 公用負担

### 1 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示するものとする。

<b>公用負担権限委任証</b>				
職		氏名		
上記の者に、〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。				
年		月		日
玉村町長				印

### 2 公用負担命令票

法第28条の公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

<b>公用負担命令票</b>				
負担者 住所		氏名		
物件	数量	(負担内容・使用内容処)	期間	摘要
年		月		日
玉村町長				印

※ 水防法抜粋  
(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

## 第15章 水防配備の解除

水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制の解除を命ずるとともに一般に周知させ、その旨を土木事務所長に報告するものとする。

## 第16章 被害報告

水害の発生した場合の被害調査及び報告については、玉村町地域防災計画の「風水害・雪害災害対策編 第2章 第5節 情報の収集・連絡体制の整備」の定めによるものとする。

## 第17章 水防報告

### 1 水防活動終了後の実施状況報告義務

水防活動に従事した各班及び水防団等は、水防活動終了後、速やかに水防実施状況を水防管理者に報告するものとする。

### 2 水防活動報告の取りまとめ及び報告義務

水防管理者は、上記第1の報告内容について取りまとめ、水防活動終了後、2日以内に県水防計画の定めによる次頁の付表2の(1)(水防実施状況報告書)、(2)(水防実施箇所別表)及び(3)(水防活動報告書)により土木事務所を経由し、知事に報告するものとする。

付表2  
(1)

水 防 実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

群馬県知事 殿

水 防 管 理 者 名  
(又は土木事務所長名)

年 月 日から 月 日の 際に実施した水防活動が終了したので、水防実施箇所別表を添え下記のとおり報告します。

記

水防作業実施日時		自 月 日 時 至 月 日 時				水防作業実施箇所数		箇所	
出動人員	県(市町村)職員延 人		水防団員延 人			その他延 人		合計延 人	
所要経費	人件費 円		資材物件費 円					合 計	
	手当 円	その他 円	資材 円	機材 円	燃料 円	その他 円	円		
出水の概要									
水防作業の概況及びその効果									

(2) 水防実施箇所別表 (作成責任者)

管理団体名														指定、非指定の別										
水防実施時の台風又は豪雨名														報告年月日			年 月 日							
水防実施	場所		川岸 地元 m											水防作業の概況及びその効果	工法延長									
	日時		自 月 日 時												区分	堤防	道路	橋	人員	田	畑	家	鉄道	
			至 月 日 時													効果								
	出動人員		水防団員				その他			計					被害									
延 人				延 人			延 人																	
使用資材費	た	か	む	布	な	竹	く	鉄	く	か	じ	板	置	土	物件費			資材費 物件費 合計						
	わ	ます	しろ	袋類	わ		い	線	ぎ	すがい	やかご	類	量	生	丸	置	砂		品材費	燃料費	雑費			
	俵	枚	枚	枚	kg	束	本	kg	kg	本	本	枚	枚	本	本	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				円	円	円	円
他団体からの応援状況																								
居住者の出勤状況																								
警察の援助状況																								
現場指導の県職員名																								
水防関係者の死傷																								
立退きの状況及びその指示した理由																								
水防功労者の氏名、年齢、所属及びその功績概要																								
堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事に要するものが生じた時は、その場所並びに損害状況																								
水防活動に対する自己批判																								
備考																								

(3) 水防活動報告書

〇〇年台風〇〇号における水防活動  
(群馬県〇〇町消防団・〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

〇概要

〇〇町消防団は、〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動。町内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇〇/〇〇～〇〇/ 〇〇約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動又は被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

水防活動又は被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動又は被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月輪工

水防活動又は被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所  
地図



## 第 18 章 会議及び訓練

### 1 水防会議

- ① 防災担当は、必要に応じて水防組織を構成する各班の担当者を招集し、水防会議を開催する。
- ② 水防会議は、次の項目について協議する。
  - (ア) 水害対応について
  - (イ) 水防資器材の備蓄状況について
  - (ウ) 水防訓練について
  - (エ) その他

### 2 防災会議

水防計画を調査審議する場合は、玉村町防災会議に諮るものとする。  
( 玉村町防災会議条例第 2 条)

### 3 水防訓練

- ① 指定管理団体は、毎年水防訓練を行わなければならない。(法第 32 条の 2)
- ② 水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、単独又は関係団体との連合あるいは合同で実施するものとする。
- ③ 水防訓練は、次のとおりとする。
  - (ア) 水防本部の設置及び運用訓練
  - (イ) 重要水防区域の現場巡視
  - (ウ) 避難・広報訓練
  - (エ) 工法 (各水防工法) 実施訓練
  - (オ) 図上訓練
  - (カ) 総合訓練

## 第 19 章 資料

### 1 別表第 1 - 1 (第 3 章関係)

重要水防箇所指定基準 (国管理河川)  
(令和 7 年度 利根川上流洪水対策計画書参照)

種別	重 要 度		要注意区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 $t^* \geq 0.01$ となる箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴がある箇所。 すべり破壊に対する安全性が確保されていない箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴があり、安全が確認されていない箇所。機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 $t^* \geq 0.01$ となる箇所。 すべり破壊に対する安全性が確保されていない箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 $G/W \leq 1$ 又は局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴があり、安全が確認されていない箇所。堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 $G/W \leq 1$ 又は局所動水勾配 $i_v \geq 0.5$ となる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が、深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

\*堤防脆弱性  $t = \text{冠水時間 (洪水継続時間)} / \text{浸透水が裏のりに達するまでの時間}$

重要水防箇所指定基準（県管理河川）  
（令和7年度 群馬県水防計画参照）

重 要 度			
種 別	階 級		
	A（＝水防上最も重要な区間）	B（＝水防上重要な区間）	要（＝要注意区間）
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重点監視区間指定基準（県管理河川）  
（令和7年度 群馬県水防計画参照）

種 別	指定基準
浸 透	① 洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ② 重要水防箇所位置づけられ、種別が漏水であり重要度がAの区間。
侵 食	① 洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ② 重要水防箇所位置づけられ、種別が水衝であり重要度がAの区間かつ人家連単区間。

※ 重点監視区間に指定した箇所については、「別表第1-2 重要水防箇所」の種別の欄に（重点）として記載。

## 2 別表第1-2 (第3章関係)

### 重要水防箇所 (国管理河川) (令和7度 利根川上流洪水対策計画書参照)

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	国土交通省担当出張所
	種別	階級		地先名	杆杭位置(k, m)			
利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	右	佐波郡玉村町小泉	186.5k 186.5k 下51m	50.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	八斗島出張所
利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	佐波郡玉村町小泉	186.5k 下51m 186.5k 下141m	90.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	八斗島出張所
利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	佐波郡玉村町小泉	186.5k 下141m 186.0k 下194m	616.4	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	八斗島出張所
利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	右	佐波郡玉村町五料	186.0k 下194m 186.0k 下253m	59.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	八斗島出張所
利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	佐波郡玉村町五料	186.0k 下253m 185.5k 下260m	545.4	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	八斗島出張所
利根川	越水(溢水)	要注	右	佐波郡玉村町五料	185.0k 上12m 185.0k 下5m	16.7	危険箇所(越水)右岸185.0K付近	八斗島出張所
利根川	越水(溢水)	B	右	佐波郡玉村町五料	184.5k 下6m 184.5k 下19m	12.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	八斗島出張所

重要水防箇所（国管理河川）

（令和7度 高崎河川国道事務所 直轄河川重要水防箇所一覧表）

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	国土交通省 担当出張所
	種別	階級		地先名	杵杭位置 (K, m)			
烏川	旧川跡	要	左	佐波郡玉村町角 湖	4.6下20～4.8下100	122.0	旧川跡	高崎出張所
烏川	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	B 要	左	佐波郡玉村町下 茂木～角湖	3.6 3.0上70～4.0下20 3.0上70～3.6上50	1か所 910 743	危険箇所(越水) 無堤(余裕高不足) 旧川跡	高崎出張所
烏川	旧川跡	要	左	佐波郡玉村町川 井～下茂木	2.4下100～3.0上70	770.0	旧川跡	高崎出張所
烏川	堤体漏水 陸閘 旧川跡	B 要 要	左	佐波郡玉村町川 井	1.4上180～2.2上100 2.0上160 2.0下70～2.2上100	695 1か所 306	すべり破壊に対する安全性が確保されていない箇所 川井陸閘 旧川跡	高崎出張所
烏川	破堤跡	要	左	佐波郡玉村町五 料	0.0～0.2上80	280.0	破堤跡(S22.9)	高崎出張所

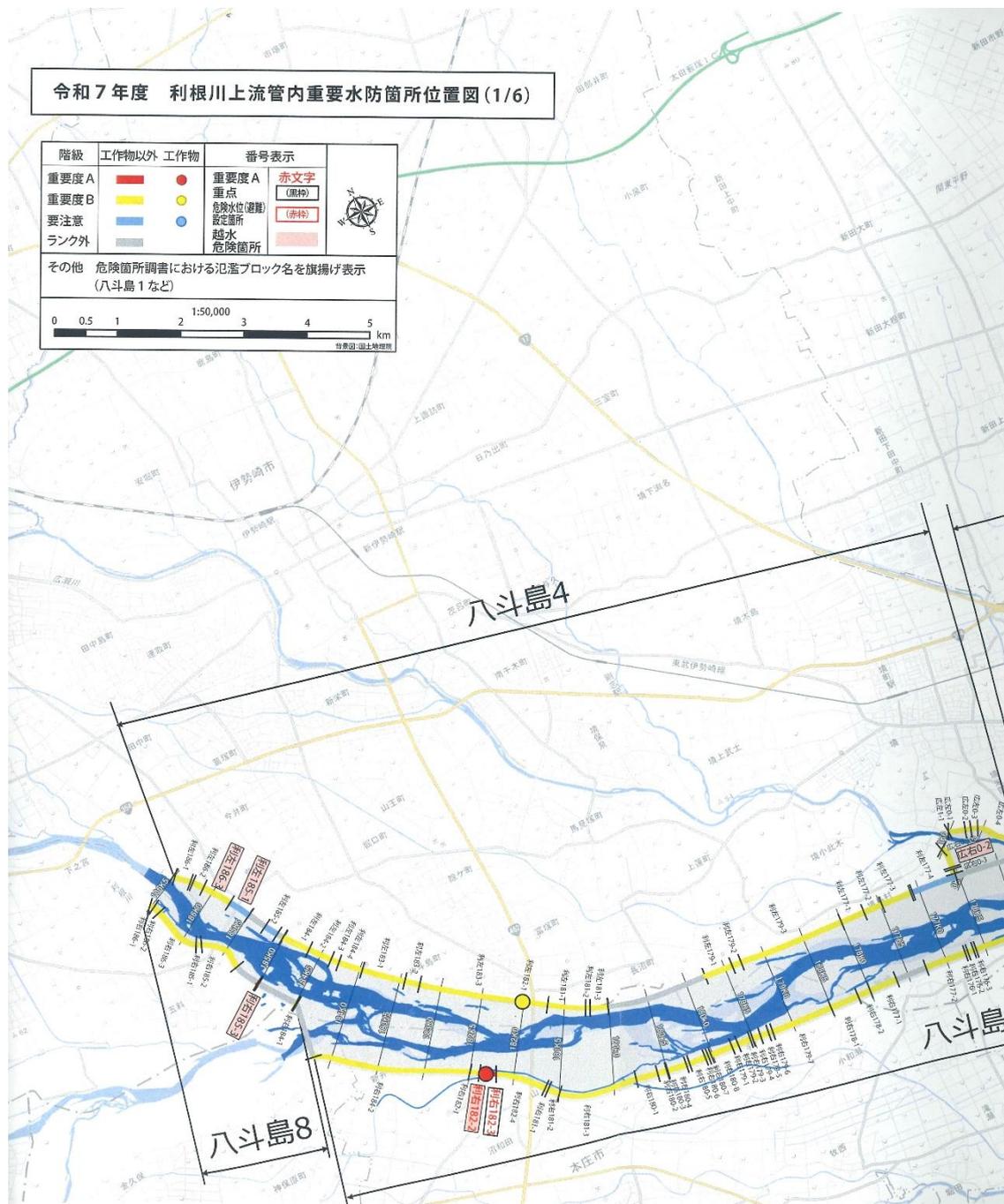
重要水防箇所（県管理河川）  
（令和7年度 群馬県水防計画書）

河川名	重要度		左右岸	重要水防箇所			距離標		延長 (m)	重要理由
	種別	階級		市町村	町大字	字	下流	上流		
利根川	堤防断面	A	右	玉村	小泉	五料橋上流	0.000	0.050	50	堤防断面不足
利根川	堤防高、堤防断面、法崩れ・すべり	A	右	玉村	小泉、下之宮、南玉、福島、斎田	伊勢玉大橋下流から福島2号橋上流	0.200	5.600	5,400	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足、法崩れ・すべりの恐れ
利根川	堤防高、堤防断面	A	左	玉村	樋越、上福島	玉村大橋下流	2.500	3.800	1,300	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足
利根川	堤防高、堤防断面	B	左	玉村	上福島	玉村大橋と福島橋の間	4.000	4.400	400	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足
利根川	堤防高、堤防断面	A	左	玉村	上福島	福島橋上流	4.600	5.200	600	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足
利根川	堤防高、堤防断面	A	左	玉村	上福島	福島橋上流	5.400	5.600	200	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足
利根川	堤防高、堤防断面	A	右	玉村	板井	群馬へりポート対岸	5.800	7.400	1,600	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足

### 3 付図① (第3章関係)

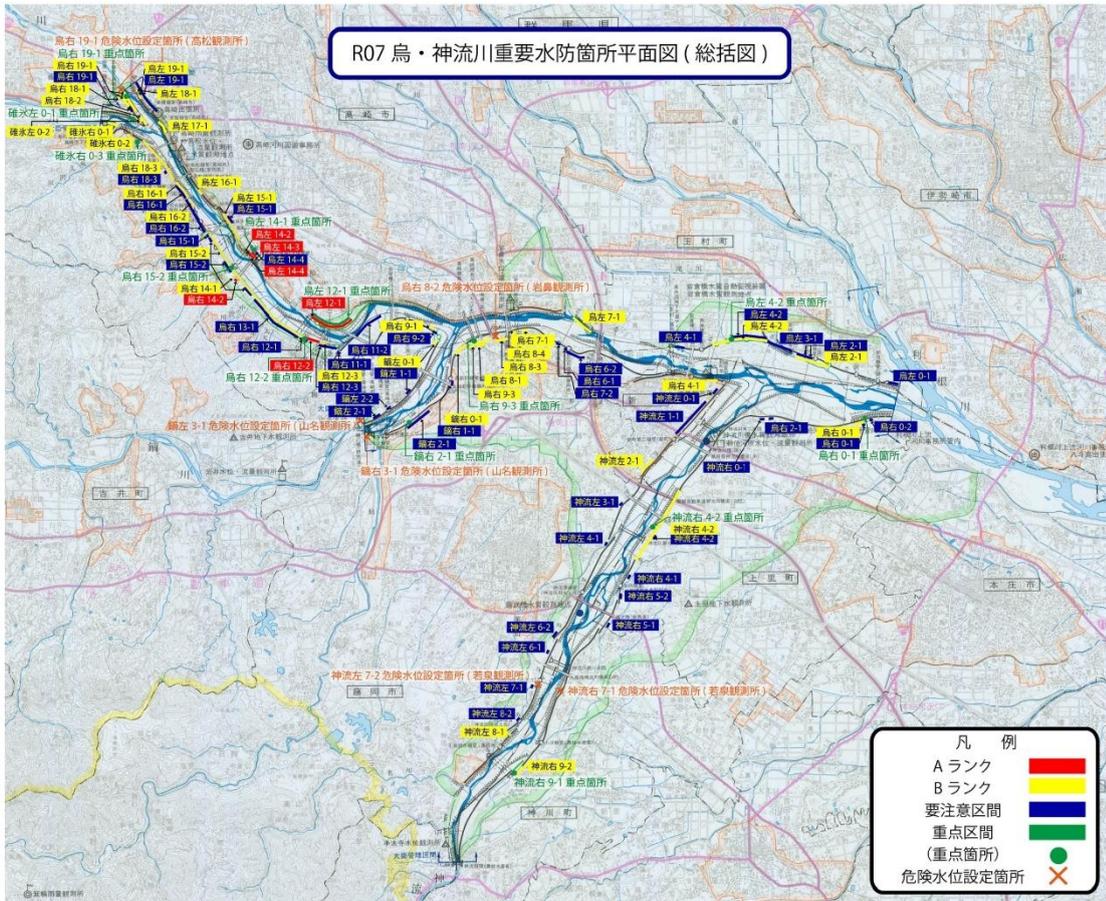
#### 重要水防箇所位置図 (国管理河川)

(令和7年度 利根川上流洪水対策計画書参照)



重要水防箇所位置図（国管理河川）

（令和7年度 高崎河川国道事務所 烏・神流川重要水防箇所平面図（総括図））



付図② (第3章関係)  
 重要水防箇所位置図 (県管理河川)  
 (令和7年度 群馬県水防計画参照)

